

令和6年  
1月1日  
第146号

# 全植検協通報

《 発 行 》  
一般社団法人全国植物検疫協会  
東京都千代田区内神田3-4-3  
Tel 03(5294)1520



## 新年を迎えて

会長 花島 陽治

新年明けましておめでとうございます。

本年が会員や関係者の皆様にとりまして、素晴らしい良い年となりますよう心からお祈りいたします。また、旧年中は皆様より当協会へ特段のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、皆さまのご協力を得て対面形式で理事会及び総会を開催することができました。改めて感謝申し上げます。

また、ロシアのウクライナ侵攻の出口も見通せない中、中東ガザ地区での戦闘が連日報道される事態となりました。一刻も早く紛争地に平穏な日々が戻り、活気ある市民生活が送れる年になって欲しいと切に願っております。

昨年4月1日から改正植物防疫法が施行されましたが、円滑に運用されていると伺っております。また、昨年8月からは植物検査証

明書(P/C)の添付が厳格化されましたが、輸入検疫手続は円滑に進められていると認識しております。本件に関する情報については、引き続き会員の皆様に迅速にお知らせしたいと考えております。

農産物の輸出に関連しては、昨年4月、農林水産省から「令和5年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業」を受託し、相談窓口となる地域協会と連携し事業を推進して参りました。本年3月までの事業期間ですが、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

昨年1年間の業務を無事に終了できたことは、ひとえに会員各位のご協力の賜であり、深く感謝申し上げます。今後とも健全な協会運営に努めつつ、農林水産省担当部局との連携をより一層密にし、当会事業を円滑に推進する所存ですので、引き続き皆様のご指導、ご支援、ご鞭撻をよろしくお願い致します。

## 輸出用木材こん包材の消毒証明事業の現状

事務局

### はじめに

輸出用木材こん包材（以下、「木材こん包材」という。）の認定・登録業務については、平成19年2月16日付けで「輸出用木材こん包材消毒実施要領」（消費・安全局長通知）の大幅改正が行われたことから、当協会は従来の認証機関としての業務を継続するため、消毒証明事業の実施機関としての登録手続を行うと共に地域協会等と業務委託契約を結び、現在の実施体制を整えました。現在、16年目を迎えた本事業の現状についてデータを基に解説します。

### 消毒処理材

植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM 15) では、木材こん包材として用いられる木材の消毒方法として、①熱処理 (HT)、②臭化メチル処理 (MB)、③誘電加熱（マイクロウェーブやラジオ波など）を利用する熱処理 (DH) 及び④フッ化スルフルル処理 (SF) が認められていますが、現在、我が国では熱処理及び臭化メチル処理が広く利用されています。平成22年度以降の消毒処理数量は図1のとおりですが、概ね56万～74万㎡で推移しています。その処理法別の内訳を見ると、平成22年度は熱処理が95%、臭化メチル処理が5%でしたが、令和4年度は熱処理が99.24%、臭化メチル処理は0.76%となっています。

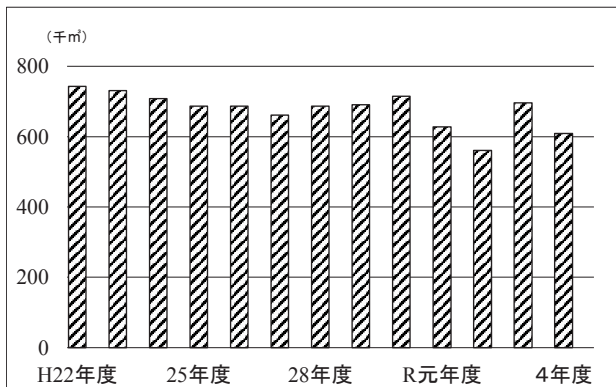


図1 消毒処理数量の推移

### 臭化メチルの使用量の推移

木材こん包材を消毒するために使用された臭化メチルの数量は図2のとおりです。平成

22年度は4,122Kgが使用されていましたが、令和4年度は1,237Kgで7割減となっています。

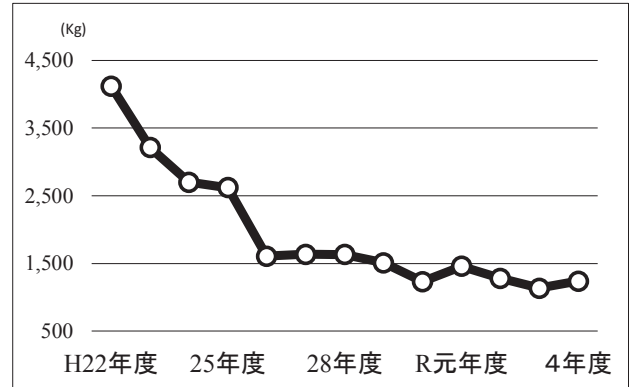


図2 臭化メチルの使用量の推移

### 認定消毒実施者及び登録こん包材生産者数の推移

令和元年度以降、両事業者数は表のとおりほぼ同じ数で推移していますが、臭化メチル処理を行う認定消毒実施者数は平成22年度に比べ8事業者少なくなっています。

表 事業者数の推移

年度	認定消毒実施者			登録こん包材生産者
	熱処理	くん蒸処理	計	
H22年度末	292	30	322	1,668
R元年度末	315	22	337	1,585
2年度末	306	22	328	1,573
3年度末	312	22	334	1,561
4年度末	313	22	335	1,552

### 消毒証明書の発給件数の推移

木材こん包材の消毒証明については、多くの国がISPM 15に基づく表示を採用していることから、消毒証明書 (CERTIFICATE OF TREATMENT) の発給は図3のとおり減少傾向にあります。しかしながら、輸出先国の輸入手続きを円滑に実施したい場合など、様々な理由から消毒証明書の発給を求める輸出者等もおられます。これらの要望に応えるため、当会では独自の消毒証明書を発給しています。平成22年度からの発給実績は図3のとおりです。年間5万件を超えていた時期（平成22、23年度）もありましたが、近年（令和2年度

以降)は3万件を下回る発給となっています。

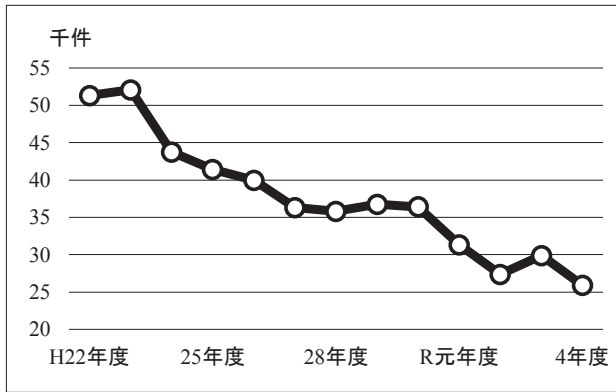


図3 消毒証明書の発給数の推移

令和4年度の発給件数は25,893件で国別内訳は、中国11,464件(44.3%)、オーストラリア706件(2.7%)、EU1,009件(3.9%)、NZ97件(0.4%)、インドネシア2,639件(10.2%)、その他9,978件(38.5%)となっています。

**終わりに**

木材こん包材を利用し輸出された物品が仕向地において円滑に輸入されるよう、木材こん包材の消毒証明に係わる関係者(業務委託契約者、認定消毒実施者、登録こん包材生産者等)の皆様と情報を共有し、輸出関係者に情報提供を行うことが肝要と考えます。

**植物検疫くん蒸時の危害防止対策の徹底について**

今般、植物防疫所の輸入検査で不合格となった飼料用トウモロコシが臭化メチルによるくん蒸前にサイロから搬出され、かつ、その搬出中に投薬が開始される事案が発生しました。これを受け、農林水産省植物防疫課から当会に対し次のような指導文書が発出されたことから、速やかに会員に連絡するとともにホームページに掲載し周知を図りました。

- ・植物検疫くん蒸に携わる全ての関係者がくん蒸作業時の注意事項を十分に認識すること。
- ・現在のくん蒸作業を再点検し、必要に応じて作業時の流れについて見直しを行うこと。
- ・植物検疫くん蒸に携わる傘下会員に対し、改めて植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱の遵守を徹底するよう周知すること。

**Euphorbia 属苗3種に対する Meloidogyne enterolobii に係る緊急的な輸入検査対応について**

昨年8月、輸入検査において、トウダイクサ科 Euphorbia 属苗に使用されていた台木 (Euphorbia trigona) から植物防疫法施行規則別表2の2の13項に規定し、発生国に対し栽培地検査を要求している線虫 Meloidogyne enterolobii が検出されました。これを受け農林水産省は新たに Euphorbia 属2種 (E.prostrate, E.tirucalli) について、本線虫の寄主植物と判断

できる科学的根拠が確認されたことから、同13項に規定する地域に対して、WTO/SPS 緊急通報により、本線虫が付着していないことを確認し、その旨を検査証明書に追記することを要請しています。本措置の発効は通報日から約45日後なることから、昨年11月29日から植物防疫所において輸入検査時に綿密な検定(ペルマン法)が行われています。

**令和5年度植物検疫全国研修会について**

今年度の全国研修会は次の日程で開催予定です。多数の参加をお待ちしています。

日時：令和6年2月6日(火)13時~17時

場所：TKP 神田ビジネスセンター(千代田区神田美土代町3-2)

演題：①外来生物の現状と対策(仮題)

環境省野生生物課外来生物対策室室長補佐 田中里奈氏

②植物検疫くん蒸剤(臭化メチル)について(仮題)

- (一財) 残留農薬研究所企画担当部長 飯島和昭氏
- ③輸出用木材こん包材の消毒証明業務について(仮題)  
(一社) 全国植物検疫協会技術顧問 藁谷一馬氏
- ④植物検疫を巡る最近の状況(仮題)

農林水産省植物防疫課課長補佐 中川寛章氏

現地見学会(現地集合、現地解散)

日時: 令和6年2月7日(水)10:00~11:30

場所: 横浜植物防疫所新山下庁舎(調査研究部の検疫施設見学)

### 第4回「植物検疫検討会」の開催予定について

令和6年1月12日、農林水産省消費・安全局会議室において第4回「植物検疫検討会」が開催される予定です。本会では、①輸入解禁に係る案件(台湾産ドラゴンフルーツ(種追加)対象害虫:ミカンコミバエ、ウリミバエ)、(フィリピン産アボカド(輸入解禁)対象害虫:

ミカンコミバエ)、豪州産ヨーロッパぶどう(品種制限の撤廃))対象害虫(チチュウカイミバエ、クインスランドミバエ)及び②検疫有害動植物(植物病原菌)の指定について議論が行われる予定です。

### 南アフリカ共和国産ハス種アボカド生果実が輸入解禁について

令和5年11月30日、農林水産省は南ア産ハス種アボカド生果実の輸入に関し、植物防疫法施行規則(省令)の一部を改正するとともに、農林水産大臣が定める基準(告示)を公布し、同日付で施行しました(対象害虫:チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ)。

また、これに伴い「南アフリカ共和国産ハス種のアボカドの生果実に関する植物検疫実施細則」(局長通知)を制定しました。主な植

物検疫条件は次のとおりです。①指定園地で生産されたハス種アボカドの未成熟果実であること、②指定された施設において選果・梱包されること。③低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて生果実の中心部が摂氏2度となった後、19日間その温度以下で消毒すること、④南ア植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付されていること。

### 事務局だより(今後の予定)

- 2月6日(火) 令和5年度植物検疫全国研修会(TKP 神田ビジネスセンター)
- 2月7日(水) 現地見学会(横浜植物防疫所新山下庁舎)
- 2月21日(水) 第14回業務企画委員会(全農薬ビル)
- 3月7日(木) 第36回理事会(アートホテル日暮里ラングウッド)
- 5月中旬 第37回理事会(書面決議)
- 6月13日(木) 第38回理事会・第13回定時社員総会(アートホテル日暮里ラングウッド)

### 編集後記

明けましておめでとうございます。

巻頭写真は箱根、芦ノ湖からの富士山で飾らせていただきました。箱根駅伝往路ゴール付近からの風景です。今年の箱根駅伝は第100回の記念大会とのこと。今は1歩も駆け出せない私で

すが、毎年2日間テレビにかじり付いて学生の頑張りを応援しながら元気を貰っています。

本年も皆々様の益々のご活躍とご健勝をご祈念申し上げます。

